

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

緊急小口資金（特例貸付）のご案内

千葉県社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少された方（世帯）に対して資金の貸付を行っています。

相談・申請の窓口はお住まいの市町村社会福祉協議会になります。まずは市町村の社会福祉協議会までお電話でお問い合わせ・ご相談ください。

1 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ただし、生活保護世帯、従前から就業していない方、暴力団および暴力団の世帯員は貸付対象外

2 貸付限度額 20万円以内（借入申込者が指定する金融機関に送金します）

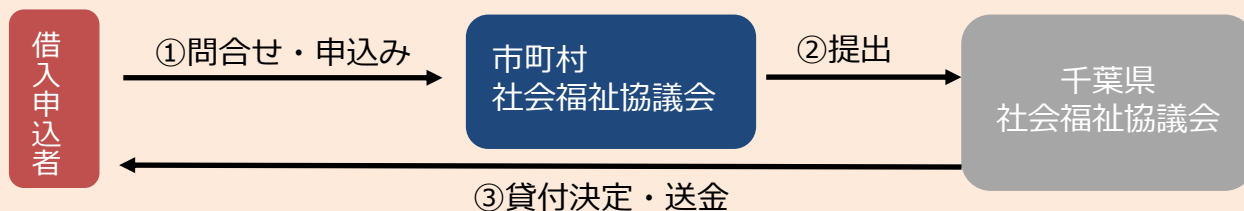
3 貸付条件

- ・据置期間：1年以内
- ・返済期間：2年以内
- ・貸付利子：無利子
- ・連帯保証人：不要

4 申込み方法・手続き

窓口はお住まいの市町村社会福祉協議会です。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口対応せず郵送で対応を行っている場合もあります。来所される前に必ず市町村社会福祉協議会へお電話でお問い合わせ・ご相談ください。

貸付手続きの流れ



5 申請に必要な書類等 ※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

- 緊急小口資金特例貸付申込書
- 緊急小口資金特例貸付借用書
- 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書
- 収入の減少状況に関する申立書
- 提出時セルフチェックリスト
- 本人確認書類（運転免許証のコピー又は申込者の顔写真が貼付された証明書）
- 住民票の写し/原本（世帯全員が記載されたもの、発行後3ヶ月以内のもの）
- 資金の振込先口座を確認できるもの（キャッシュカードのコピーまたは通帳の表紙及び見開き1ページ目のコピー）
- 健康保険証の写し（申請時にお持ちの方のみ）
- 在留カード（外国人の方）

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができますこととしています

お問い合わせ・申請先（市区町村社会福祉協議会）は次ページ・裏面でご確認ください

お問い合わせ・申込み先(市町村社会福祉協議会連絡先)

社協名(市町村名)	電話番号	社協名(市町村名)	電話番号
千葉市	(043) 209-8780	八街市	(043) 443-0748
銚子市	(0479) 24-8189	印西市	(0476) 42-0294
市川市	(047) 320-4001	白井市	(047) 492-5713
船橋市	(047) 431-5877	富里市	(0476) 92-2451
館山市	(0470) 24-0294	南房総市	(0470) 44-3577
木更津市	(0438) 25-2089	匝瑳市	(0479) 67-5200
松戸市	(047) 368-0912	香取市	(0478) 54-4410
野田市	(04) 7124-3939	山武市	(0475) 82-7102
茂原市	(0475) 23-1969	いすみ市	(0470) 87-8857
成田市	(0476) 27-7755	大網白里市	(0475) 72-1995
佐倉市	(043) 484-6200	酒々井町	(043) 496-6635
東金市	(0475) 52-5198	栄町	(0476) 95-1100
旭市	(0479) 57-5577	神崎町	(0478) 72-4031
習志野市	(047) 452-4161	多古町	(0479) 76-5940
柏市	(04) 7163-1234	東庄町	(0478) 86-4714
勝浦市	(0470) 73-6101	九十九里町	(0475) 70-3163
市原市	(0436) 24-0011	芝山町	(0479) 78-0850
流山市	(04) 7159-4735	横芝光町	(0479) 80-3611
八千代市	(047) 483-3021	一宮町	(0475) 42-3424
我孫子市	(04) 7184-1539	睦沢町	(0475) 44-2514
鴨川市	(04) 7093-0606	長生村	(0475) 32-3391
鎌ヶ谷市	(047) 444-2231	白子町	(0475) 33-5746
君津市	(0439) 55-0444	長柄町	(0475) 30-7200
富津市	(0439) 87-9611	長南町	(0475) 46-3391
浦安市	(047) 355-5271	大多喜町	(0470) 82-4969
四街道市	(043) 421-3003	御宿町	(0470) 68-6725
袖ヶ浦市	(0438) 63-3888	鋸南町	(0470) 50-1174

資金のお問い合わせ・申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会です

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

総合支援資金（特例貸付）のご案内

千葉県社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活に困窮された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。

相談・申請の窓口はお住まいの市区町村社会福祉協議会になります。まずは市区町村の社会福祉協議会までお電話でお問合わせ・ご相談ください。

1 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

2 貸付限度額 ※原則として3か月以内

- ・単身世帯：月15万円以内
- ・複数世帯：月20万円以内

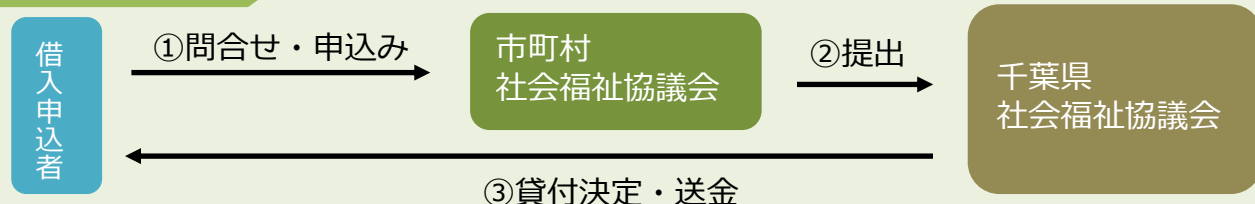
3 貸付方法(条件)

- ・据置期間：1年以内
- ・償還期限：10年以内
- ・貸付利子：無利子
- ・連帯保証人：不要

4 申込み方法・手続きについて

窓口はお住まいの市町村社会福祉協議会です。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口対応せず郵送で対応を行っている場合もあります。来所される前に必ず市町村社会福祉協議会へお電話でお問合わせ・ご相談ください。

貸付手続きの流れ



5 申請に必要な書類等 ※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

- 総合支援資金特例貸付申込書
- 総合支援資金特例貸付借用書
- 総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書
- 収入の減少状況に関する申立書
- 提出時セルフチェックリスト
- 本人確認書類(運転免許証のコピー又は申込者の顔写真が貼付された証明書)
- 住民票の写し/原本(世帯全員が記載されたもの、発行後3ヶ月以内のもの)
- 資金の振込先口座を確認できるもの(キャッシュカードのコピーまたは通帳の表紙及び見開き1ページ目のコピー)
- 健康保険証の写し(申請時にお持ちの方のみ)
- 在留カード(外国人の方)
- 総合支援資金・自立計画 債務一覧表(負債のある方のみ)

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています

お問合わせ・申請先(市区町村社会福祉協議会)は次ページ・裏面でご確認ください

お問い合わせ・申込み先(市町村社会福祉協議会連絡先)

社協名(市町村名)	電話番号	社協名(市町村名)	電話番号
千葉市	(043) 209-8780	八街市	(043) 443-0748
銚子市	(0479) 24-8189	印西市	(0476) 42-0294
市川市	(047) 320-4001	白井市	(047) 492-5713
船橋市	(047) 431-5877	富里市	(0476) 92-2451
館山市	(0470) 24-0294	南房総市	(0470) 44-3577
木更津市	(0438) 25-2089	匝瑳市	(0479) 67-5200
松戸市	(047) 368-0912	香取市	(0478) 54-4410
野田市	(04) 7124-3939	山武市	(0475) 82-7102
茂原市	(0475) 23-1969	いすみ市	(0470) 87-8857
成田市	(0476) 27-7755	大網白里市	(0475) 72-1995
佐倉市	(043) 484-6200	酒々井町	(043) 496-6635
東金市	(0475) 52-5198	栄町	(0476) 95-1100
旭市	(0479) 57-5577	神崎町	(0478) 72-4031
習志野市	(047) 452-4161	多古町	(0479) 76-5940
柏市	(04) 7163-1234	東庄町	(0478) 86-4714
勝浦市	(0470) 73-6101	九十九里町	(0475) 70-3163
市原市	(0436) 24-0011	芝山町	(0479) 78-0850
流山市	(04) 7159-4735	横芝光町	(0479) 80-3611
八千代市	(047) 483-3021	一宮町	(0475) 42-3424
我孫子市	(04) 7184-1539	睦沢町	(0475) 44-2514
鴨川市	(04) 7093-0606	長生村	(0475) 32-3391
鎌ヶ谷市	(047) 444-2231	白子町	(0475) 33-5746
君津市	(0439) 55-0444	長柄町	(0475) 30-7200
富津市	(0439) 87-9611	長南町	(0475) 46-3391
浦安市	(047) 355-5271	大多喜町	(0470) 82-4969
四街道市	(043) 421-3003	御宿町	(0470) 68-6725
袖ヶ浦市	(0438) 63-3888	鋸南町	(0470) 50-1174

資金のお問い合わせ・申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会です